

令和5年

政治倫理審査会会議録

令和5年11月6日

政治倫理審査会

開催日時 令和5年11月6日(月)

開会 午後1時30分 ~ 閉会 午後2時53分

出席者

出席委員(13人)

会 長 齋藤 誠(識見者)
副会長 大島佳奈子(識見者)
委 員 仲田みずき(区議会議員)
委 員 平田りさ(区議会議員)
委 員 くまき貞一(区議会議員)
委 員 すどうあきお(区議会議員)
委 員 永井朋子(区議会議員)
委 員 野々山研(区議会議員)
委 員 青木のぶえ(区議会議員)
委 員 安達しんじ(区議会議員)
委 員 齋藤真哉(公募区民)
委 員 佐久間悠太(公募区民)
委 員 山下英世(公募区民)

委員外議員(2人)

議 長 大沢 たかし
副議長 いながき 浩

議題

- 1 議長挨拶
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長互選
- 6 正副会長挨拶

- 7 現況等の報告について
- 8 地方自治法改正について
- 9 条例・規程について
- 10 今後の審査会の運営について
- 11 その他

配布資料

進行順

- 資料 1 : 審査会委員名簿
- 資料 2 : 政治倫理条例の概要
- 資料 3 : 条例・規程・指針
- 資料 4 : 政治倫理審査会のHPの写し
- 資料 5 : くぎかいだより 285 号 (政倫審開会記事)

午後 1時30分開会

○区議会事務局次長

それでは、お時間となりましたので、ただいまから北区議会政治倫理審査会を始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

まず、初めに、議題に入ります前にご連絡させていただきたいことがございます。

まず、1点目でございます。

本来この審査会の運営は、会長が行うということになってございます。本日は、新しい委員での最初の会議で、正副会長がまだ決まっておりますので、決定までは、事務局が進行させていただきますと存じます。私は本審査会の事務局を務めさせていただきます区議会事務局次長です。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございます。

こちらの審査会の写真撮影についてでございます。

審査会における会議の風景をホームページ等に掲載させていただくために、写真撮影をさせ

ていただきたいと存じます。各委員の皆様にはご了承いただければと思います。お願いいたします。

3点目ですが、審査会の会議録についてでございます。

会議は、原則公開となっております。審査会の活動内容を広くお知らせするために、会議録をホームページ上に掲載してございます。

会議録の具体的な内容につきましては、北区のほかの審議会と同様でございます。発言者の委員のお名前は掲載しない形での会議録となります。おおむね2か月後ぐらいにホームページ上に掲載させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと存じます。よろしくお願い致します。

それでは、ここからお配りしました次第に沿いまして、議事を進めさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、ここからちょっと座って進行させていただきます。よろしくお願い致します。

○区議会事務局次長

1 議長挨拶

本日は、議長、副議長にもご出席をいただきありがとうございます。

まず、北区議会を代表いたしまして、議長にご挨拶をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長

こんにちは。

本日は、政治倫理審査会に出席いただきましてありがとうございます。

本審査会の委員選出に当たりましては、議員から8名、識見者として2名の方々を選出させていただきました。また、公募委員として13名の応募があった中から、選考委員会を経まして、3名の方々を選出させていただきました。

政治倫理審査会委員の任期は、本年10月28日から令和7年10月27日までの2年間となっておりますので、よろしくお願い致します。

おかげさまで、政治倫理に関する条例を制定した平成10年から今日まで、審査会に係る案件はございませんでした。

私から改めて申し上げるまでもございませんが、倫理というのは、政治倫理も含めて、大変

高度で幅の広いものと感じております。私ども議員は、これからも政治倫理基準を遵守して、職務に邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○区議会事務局次長

議長、ありがとうございました。

○区議会事務局次長

2 委嘱状の交付

委嘱状につきましては、各委員の席上に配付をさせていただきました。お手元に配付いたしましたものをご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○区議会事務局次長

3 委員自己紹介

※委員の自己紹介を行う。

○区議会事務局次長

4 事務局紹介

※事務局の紹介を行う。

○区議会事務局次長

5 会長・副会長互選

政治倫理条例施行規則第9条第2項の規定によりまして、会長・副会長は委員の互選によるとしているところでございます。

互選に当たりまして、委員の皆様からご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じます。何かございますでしょうか。

○委員

これまでも識見者の方に、会長・副会長にご就任いただき、中立な立場から運営をしていただいております。今回も齋藤 誠委員に会長を、そして、大島佳奈子委員に副会長をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

ただいまそのようなご提案がございました。

ほかにご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長に齋藤 誠委員を、副会長に大島佳奈子委員をとということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

それでは、会長を齋藤委員、副会長を大島委員にお願いしたいと存じます。

早速ではございますが、前のほうの正副会長席にご移動をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

○区議会事務局次長

6 正副会長挨拶

会長、副会長が決まりましたので、ここで、まず、会長のご挨拶をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○会長

現在非常に高まってきている少子高齢化の中で、区議会の役割というのも大きいものがありますので、この政治倫理審査会の任務も非常に重要なものだとして認識しております。

公正な運営に努めたいと思いますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

○区議会事務局次長

会長、ありがとうございました。

続きまして、副会長、お願いいたします。

○副会長

政治倫理は、一般的な倫理と比べると、より高度なものを求められていると思いますので、この審査会が少しでもそういった倫理感の向上に役立つことができればと思っております。よろしくをお願いいたします。

○区議会事務局次長

副会長、ありがとうございました。

会長・副会長をご決定いただきましたので、ここで議長、副議長につきましては退席とさせ

ていただきます。

(議長、副議長退席)

それでは、以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうでこれからの会議を進行させていただきます。

○会長

7 現況等の報告について

区議会事務局次長よりご説明をお願いします。

○区議会事務局次長

現況等の報告でございます。後ほど詳しくはご説明いたしますが、本審査会は、審査請求があった際に開会されるものでございます。昨年は令和4年11月8日に勉強会目的で審査会を開催させていただいておりますが、それ以降、先ほどの議長の挨拶もありましたが、本日までの間、区民及び北区議会議員からの審査請求はございませんでしたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

今の現況報告につきまして、何かご質問がございますでしょうか。ありましたら、挙手の上お願いいたします。

案件はなかったということですので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

8 地方自治法改正について

※会長から説明

○会長

9 条例・規程について

議事次第に従いまして、9番、条例・規程について、区議会事務局次長より説明をお願いします。

○区議会事務局次長

それでは、9番の条例・規程についてのご説明をさせていただきます。

本日は新しいメンバーによります政治倫理審査会第1回目ということでございます。委員の皆様のご共通認識をお持ちしていただきたいと思ひまして、北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組について、条例等の内容をご説明させていただきたいと思ひます。

委員の皆様には、席上に資料を配付させていただきました。資料2につきましては、資料3の政治倫理に関する条例ほかの規定につきまして、ポイントを絞った概要版という形になってございます。

資料3のほうにつきましては、条例等の全文を掲載させていただいておりますので、後ほどご高覧をいただければと思ひます。

説明は、資料2のほうでご説明をさせていただきます。

それでは、まず目的でございます。

上段の四角囲みのところをご覧ください。

目的といたしましては、北区議会では、議員が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的といたしまして、この条例を平成10年に定めてございます。

平成10年に定めた時点におきましては、23区の区議会におきましては初めての取組でございましたが、その後、平成17年には新宿区議会でも同様に策定されております。

昨今、不祥事や事件などの発生によりまして、条例制定を検討する区議会が増えてございまして、現在のところ23区内でございまして、北区が平成10年、新宿区が平成17年、墨田区が令和4年3月に定めてございまして、検討中の区議会が3区あるというふう伺っているところでございます。

条例の中では、責務というものを定めてございます。

資料の次の四角囲みのところでございます。左側が議員の方、右側に区民の方の責務について記載してございます。

まず、議員の責務といたしましては、区民全体の代表者として、区政に係る権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないということ。

2つ目といたしまして、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならないというものでございます。

区民の責務といたしましては、右側でございますが、先ほど議員の責務の2つ目と関連する部分でございますが、自己の利益、または第三者の利益、もしくは不利益を図る目的をもって、議員に対して政治倫理基準に反することとなるような働きかけを行ってはならないと、それぞれ区民と議員の責務を定めているところでございます。

その下段でございます。四角囲み、議員の政治倫理基準でございます。

まず1つ目、区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区職員の採用に介入するなど、その職務に関し、不当の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2つ目、区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

3つ目、区が行う売買、委託、請負の契約に関し、特定の個人及び企業、その他の団体のために有利または不利な取り計らいをしないこと。

4つ目、兼業・兼職報告書でございますが、そちらに記載した企業、その他の団体に関しまして、地方自治法で定める議員の兼職禁止、または議長及び議員の除斥の規定を尊重するということを規定してございます。

この部分について、少し補足で説明させていただきます。

まず、地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止のことについてでございます。

区議会議員、地方議員につきましては、地方公務員法の適用はございませんので、自ら営利企業を営むということは、原則として認められているところでございます。

地方自治法の規定によりまして、一部兼業が禁止されているものがあるというのは、こちらに記載がある地方自治法の92条の2でございます。

簡単に申しますと、例えば北区の議員自らが請負人、またはその会社の支配人、そういった立場にございまして、かつ区議会議員が区と契約関係にある、それが主な業務の大半を占めている、そういった密接な関係があるということは、兼業が禁止されているというところでございます。

先ほど会長から地方自治法の改正の説明がありましたが、区と300万円以上の契約は禁止さ

れますが、300万円未満の契約は可能というふうに解釈できるところでございます。

また、次の地方自治法第117条の議長及び議員の除斥についてでございます。

議員は議案に対しまして、議員自らが賛成・反対の態度、必ず議案に対して示す必要がございます。

議員の配偶者や両親、祖父母、子ども、孫、それと兄弟姉妹などの二親等以内の親族、または議員本人に利益、不利益になるような議案を審査するとき、または議員本人の身分に関わる議案、そういった議案につきましては、賛否の態度を表すところから除かれる、除斥されるという規定がこちらの117条の規定となっております。

地方自治法92条の2項、117条につきましては、区民に対しまして、疑惑の念を生じさせるおそれがあるということから、法律でも禁止されているというものでございます。

この議員はこういう立場の人だから、こうしたという疑念が持たれないようにという趣旨で、区民に対し、そういった疑惑の念を生じさせることがないように努めることということを規定しているものが、4つ目の内容でございます。

5つ目のポチ印です。政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛することと書いてあります。これは議員本人もそうですし、後援団体にも言えることでございます。

最後に、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならないと規定しているところでございます。

ここの四角の枠、議員の政治倫理基準を一言でまとめさせていただきますと、議会運営に關します規程につきましては、先ほどご説明ありましたように、地方自治法や公職選挙法で様々な規定がされているところでございます。

この条例の基準につきましては、その禁止規程の上乗せという形を取っておりまして、疑惑を持たれるおそれのある行為も行わないようにという一段高い倫理基準を北区議会では求めているというものでございます。

恐れ入ります、資料2の裏面のほうをご覧いただきたいと存じます。

先ほど説明しました議員の政治倫理基準を継続・維持していくための手段として、まず2つ用意してございます。議員の報告義務・区民の閲覧請求というものと政治倫理審査会、この2つの手段を用いまして、維持向上に努める制度としているところでございます。

まず1つ目の手段として、上のほうの四角枠です。

議員の報告義務・区民の閲覧請求についてです。

兼業・兼職報告書は、議員の方に毎年報告をお願いしているものでございます。こちらは区の議員としての顔以外に、企業としての顔、企業の役員・社長としての顔、そういう議員としての顔以外にもお持ちの方もいらっしゃいますので、そういったものを毎年ご報告いただいているというものでございます。

2つ目でございます。収支報告書の写しです。

政治資金に関しましては、政治資金規正法という法律の規定によりまして、東京都選挙管理委員会に提出をしてございますが、その写しも北区議会に提出していただくというものでございます。

以上の2点の書類を、区民からの請求があった場合には閲覧できるような形でそろえているというものが3つ目の閲覧請求でございます。

2つ目の手段として、下の段の四角囲みの政治倫理審査会でございます。この本会議のことでございます。

組織といたしましては、冒頭、議長からのご挨拶でもございましたように、委員13名で構成してございます。議員から8名、公募による区民の方から3名、学識経験を有する方2名となっております。任期は2年となっております、本年の10月28日から2年後の令和7年10月27日までが任期となります。

この会議は原則公開の会議体でございます。傍聴が可能な会議でございます。

冒頭ご説明したとおり、会議録を作成いたしまして、くぎかいだよりと議会のホームページで区民に活動内容を公表してございます。

資料の右側のほうですが、審査請求の要件のところをご覧くださいと思います。

政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときにつきましては、その疑いを証する書類を添付して、有権者500人以上の連署をもって請求できる規定となっております。

イメージしやすいように申し上げますと、北区の人口が約35万人ございまして、おおよそそのうち有権者数は約25万人でございますので、割合としましては500人に1名の連署、そのような割合として、連署をもって請求をいただくというものになります。

また、区民からではなく、議員からも請求ができますので、議員定数の8分の1以上につきましては、議員定数が40名の8分の1でございますので、つまり5名以上の連署をもって請求

があったときは、こちらの審査を行っていくという規定になっているところでございます。

その下の段、審査のところの内容でございます。中段のところでございます。

審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告することがこの審査会の任務となります。

また、政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができるというものも審査会の役割となります。

勧告というものにつきましては、米印でお示しさせていただいておりますが、4つの種類がございます。注意すべき、または一定期間の出席を自粛すべき、議長または委員長ですとかそういういった議会内の役職を辞任すべき、また、一番重いものでは、議員を辞職すべきという4つの勧告を出すことができます。

なお、審査に当たりましては、90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならないということでございます。

また、審査のため必要な場合は、当該議員または関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができるとしているところでございます。

次の議員の協力義務・弁明のところでございます。

審査事案に係りました当該議員について記しているところでございます。

当該議員は、審査会から審査に必要な書類の提出または会議への出席請求がある場合は従わなければいけないということ。また、当該議員につきましては、審査会への弁明の機会が与えられるということになってございます。

これらの審査に関わる審査結果及び弁明書につきましては、議長が公表することとなっております。なお、ここに言います公表でございますが、公表の媒体・方法としましては、くぎかいだよりの広報紙や北区議会のホームページで公表することとなります。

以上が北区議会議員の政治倫理に関する取組の主な概要となっております。雑駁でございますが、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございます。

ただいまの政治倫理に関する条例、それから、規程につきましての説明にご質問などございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

なお、その次の10の項目でもご発言の機会がございますが、この場でということでありましたら、ご遠慮なくお願いいたします。

○委員

今、条例について事務局より説明があったんですけども、この条例を見ますと、平成10年って1998年で、もう25年の歳月が流れているんですよ。もう今、時代が変化します、社会状況がですね。今日、本条例に対応しがたい状況も多々あると思っています。市民からしますとね。

また、それらに対応して、ほかの都内、都道府県の特に福岡なんか、すごく最新のを実は用意しまして、そういった今の現状に対応しながら、新しい条例が生まれて、また、改変したりなんかしています。

例えば、政治倫理基準というのは、北区にもありますけども、その中でも新たに今指定管理者が法的な措置として制度化されまして、そういったことに対する口利きですとか、いろんな先生がさっきおっしゃった面で、いろんなことが想定されているわけです。

さらに、ハラスメント、パワハラだとかセクハラ等いろいろと議会議員、行政職の間で絡めまして、いろんな問題も多々起きているところだと思います。ただ聞かないだけで、現状はそういうことがあると思います。また、資産公開なども、きちんとした形で取り組んで条例に組み入れています。

こういったことのほかにも、さらにこの中で説明があったんですけど、区民が身近に発議しやすいために、調査請求権が定められていますよね。それが北区の場合は、500人という数が必要なんです。先ほど事務局の説明がありましたけれども、非常にこれは手間と時間を要し、非常に請願・陳情じゃないですけども、大変な作業だと思います。先進的な自治体ですと、もう本当に知る権利に基づきまして、1人だとか、30人とか20人、そういった少数でも可能にしています。本当に区民にとってはすばらしいなというふうな思いです。

そこで、北区の条例を改変すると言っても、非常に簡単には運ばないと思います。こういった席で私が発言しても。皆さん、ここにおいでの方という方は、私も含めて当然浅いというか、条例について皆さん素人だと私思うんですよ、私含めてですね。

区民の私たちは代理人として、今回、北区政治倫理審査会委員として選出されたわけですけども、また当然の義務として、現在の北区の倫理条例をきちんと理解して、把握して、それなりに当たらなくてはならないという、やっぱり義務を背負っているわけですよ。

正直なところ、そういった意味で全然素人ですので、ここできちんと勉強するというのは本当失礼な話なんですけど、早急に本1条1条、先ほど事務局のほうから説明ございましたけども、それじゃほとんど足りないんじゃないかなと私は思いまして、ぜひ逐条解説をぜひともしていただきたいと。もっと細かな実例に合わせて、具体的なケースケースに合わせて、ほかの

地域のことも引っ張り出しても結構だと思うんですけども、そういったことをきちんとした形で、我々にレクチャーしていただきたいと。そういったことで、この道のプロパーである会長に、ぜひともご講義をお願いしたいと考えているわけですけども、委員の1人としてね。

その際、各自治体のこの25年の中で、先ほども話しましたけども、いろんな事例が出てきているわけですから、最新事例もご紹介いただきながら、ご講義をお願いしたいと考えています。

そして、やっぱりこういったことは急がないといけないですよ。何でもかという、問題、事件がいつ発生するか分からないわけですよ。だから、こういった立場に置かれた以上、そういった責務もありますので、やっぱり当然自分自身が勉強しなくちゃいけないということだと。それ一番の中心です。ですから、それをきちんと各自がそれぞれに勉強して、なおかつきちんとした、今の少なくとも北区の条例をきちんと把握すると。1日では到底無理なので、それ相当の時間を割いていただき、できれば年内に一度はお願いしたいと。

また、この勉強会が、先生の多分相当な知識でもっていろいろとお教えいただければと思っていますけども、条例の改変につながればもう全く喜ばしいこと、これはもう北区民にとって、本当にすばらしいことだと私は思っています。

このような勉強会を通して、北区として今日の社会に適応した最新の条例が改変されて生まれることを、私は区民の1人として、委員の1人として希望します。

こういったことがモデル条例として、また、各全日本の自治体に波及して、そういったことで、より政治倫理の向上に結びつけば、私は本当に北区が先端を走ると。北区民にとっても本当に一番喜ばしいことだと思っているんですが、皆様、いかがでしょうか。

○会長

どうもありがとうございます。

多岐にわたりまして、いろいろご示唆いただきましたが、分けますと、条例・規程の改正ということと、それから、現行の条例、それから、規定についての勉強なり解説、2つのご意見だったと受け止めますが、まずは事務局のほう、いかがですか。

○区議会事務局次長

最初のほうに、23区での条例の制定についてご説明をさせていただきました。この北区が平成10年につくってから20年たっているわけですけど、その間にまだ3区ぐらいしか制定されていないというような状況がございまして、そのほかに今検討中というところも3区ほどあるということでございます。

最近制定した、先ほどご紹介しました墨田区とかですと、政治倫理条例の中にハラスメント

防止、やめましょうという文言が入っている自治体もございますし、区議会だけでなく全国的に市議会でも、そういった文言を入れているところもあるというふうに伺ってございます。

そういった条例のつくり方とか、その時代の流れということについては、事務局としても把握はしているところでございます。

北区議会の条例のその基準の中で、読み込めなくはないんですけど、品位と名誉を損なう一切の行為を慎むというところに、そういったハラスメントのところは明文化はしていないですけども、やらないようにねというふうに読めるところもございますので、そういったご意見もいただきながら、改正のほうの議会内での勉強も進めつつ、この審査会での意見もご紹介させていただければなと思っております。

ちょっと資料3のほうの説明は省略してしまいましたが、後ろのほうの9ページ以降に、この条例の解釈指針というのもつけさせていただいてございます。この条文のそれぞれの解釈につきまして、こういうものはこういうところだよというようなことも記載してございますので、もし改正する際につきましては、こういったのもあわせてつくることによりまして、区民、または議員の理解が深められるのかなというふうには思っているところでございます。

取り急ぎ、以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか、今の点は。

○委員

今、事務局のほうからご発言があったんですけども、ハラスメントなんかのことについて、倫理基準の中でこういった条文、具体的にカバーできると言っていましたよね。そういうことでは私はないんじゃないかなと思ひまして、やっぱり明確にハラスメントという文言を入れるということは、やっぱり区民にも分かりやすく、そういった事象がきちんと伝わるんじゃないかなと私は思っています。

だから、このハラスメントだけじゃなくて、指定管理者の問題が大きく今クローズアップされているしね。そのほかにもいろんな問題が目に見えないけど、発生しているわけですよ。そういったことをやっぱり25年もたっているんですから、編成時から。やっぱり見直す、区民の側としてやっぱり見直す必要がもう当然あるんだと私は考えています。

それで、私も本当にこの委員を、手紙もらって、あなたが委嘱されますということを言われて初めてじゃないですけど、前も一度審査員になったことあるんで、その筋については少しは勉強していたんですけども、改めてネットで地方自治研究機構というのが今ございまして、そ

ここで政治倫理条例というのがプリントアウトできるような状態で、かなり20ページ近いものなんですけども、それ見ると、もう全国の政令指定都市はじめ、先進的な自治体をはじめ、全国の自治体の条例が全部プリントアウトできるんですよ。これ見ると、やっぱり北区とは大分条例の中身が違うんじゃないかなと。本当の単純な疑問なんですけども、区民の1人として、そういうふうな疑問を持たざるを得ないんです。

ですから、やっぱりこれを分かりやすく、最新のものに改変するような作業に着手していただいたほうが、区民の1人としても当然のことだと思うんで、その点よろしく願いいたします。

○会長

今の点に関連してでも、あるいはほかの観点でも結構ですが、ご質問、あるいはご意見があれば、ほかの委員の方々もいかがでしょうか。せっかくの機会でございますので。

○委員

区議会事務局次長からご説明いただいた中で、政治倫理審査会の委員の規定についてちょっとお尋ねしますけれども、条例上、政倫審の委員が13名ということで定められていて、うち8人が議員ということになっています。これ条例上の規定ですから、これちょっと動かすというのは難しいと思うんですが、政倫審自身が議員の政治倫理基準にきちんと適合しているかどうかということを審査するという意味では、議員が対象になっているわけですよ。その議員の政治倫理基準違反があるとすれば、それを審査するときに、やっぱり議員が多数でというのは、言葉は悪いですけど、お手盛りになってしまうこともあるのではないかと。ですから、13人中で議員が8人を占めるという、こういう構成が今どきいいのかどうかというのは、私自身ちょっと疑問に感じる場所があります。

ですから、全国の政治倫理条例、それから、それに基づく審査会の設置、構成、これがどんなふうになっているかという傾向など、つかんでいけば教えてほしいですし、議員を含まずに第三者的に運営している政治倫理審査会があるのかどうか。そんなことももし資料があるようでしたら教えていただきたいと思います。

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○区議会事務局次長

すみません。審査会のメンバーの構成割合というんですか、それにつきましては、今把握してございません。ちょっと調べたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長

今の、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

こういった審査会の構成のときに、1つ考えなければならないのは、これはあくまで一般論ですけれども、議員の方々が入らず、有識者や公募委員だけから成る会議体を議会に設置できるかどうかというのが一つの論点として、情報公開の審査会等でそれをおやりになっているところもあるんですが、ちょっとその点は、実務や判例の状況も踏まえて、もしそういう会議体を考えるのであればですけど、ちょっとそれだけ指摘させていただきました。

○委員

さっきほかの委員さんから発言が出たんですけど、全くごもつともなことで、議員さんが入っていること自体、もし議員さんが例えばいろんな会派がありまして、会派の議員の人がそういった問題・事件を起こした場合、同じ会派の人が入っていればお手盛りになるというか、そういったことが結果的に出てくるわけですよ。あと会派間のそういった論争というか、会派でもって、今4人いれば請求できるわけで、会派同士のそういった論争にまで発展しかねないわけですね、今のつくりですと。

だから、非常に矛盾していると思うんですけども、今先生のおっしゃった形で区議会に一般市民を含めた形だけの有識者、そういっただけの機関を設けるということは非常に難しいというふうなことで、多分自治法上では規定されていないというか、私も分からないんですけども、もし今制定するとすれば、市町の倫理審査条例も含めて、両条例を統一して、行政の機関としてそういった形を置くといういうことならば、議員を置かなくて、第三者的な立場の有識者と区民で構成するというのは可能なんだようなことを、私ちょっとほかのを読んだことがあるんですけども、そうしないと、議会で本来こういった形で議員なり市民、有識者を当てるということは、特別委員会に当たるそうなんですよね。だから、そうすると、このつくりのこの委員会自身のつくりが、ちょっと問題になってくるんじゃないかなと。その辺も非常に、条例について、やっぱりどうかと思うているんですけども。

以上です。すみません。

○会長

改正に向けて、いろいろ論点があり得るということは分かります。その点に関連してでも、あるいは現在の運用でも結構ですが、なお、何かご意見、他の委員の方々からございますでしょうか。現時点で。よろしいですか。

そうしましたら、これもこの審査会の権限自体に関わることで、特にその改正に向けての正式な建議権といいますか、そういう規定は、この審査会についてはないと承知をしております。

ですので、勉強というんですかね、それをやっていくことを考える。事務局のほうでは今出たご意見も踏まえながら、全国、あるいは他の自治体の状況も調査をお願いするという方向になろうかとは考えます。今の論点につきましては、今日のところは、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

10 今後の審査会の運営について

区議会事務局次長から説明をお願いします。

○区議会事務局次長

今後の審査会の運営についてでございます。

2点ほど確認させていただければと思います。

まず、1点目です。

日程についてでございます。

この審査会は先ほどご説明させていただいたとおり、区民の有権者または議員からの審査請求に基づきまして、議長を通じて開会するものでございます。

事務局といたしましては、審査請求がないような場合でも、年に1回程度は勉強会という形で、審査会を開催させていただきたいというふうに思っております。

具体的な勉強会の内容につきましては、会長、副会長とご相談させていただいて決めていきたいというふうに考えてございます。

このことについて、まず、各委員のご了承いただきたいと存じます。

続いて、2点目でございます。

冒頭で申し上げましたくぎかいだより、ホームページへの掲載についてでございます。

写真撮影と会議録について、冒頭説明させていただきましたが、審査会の活動内容の模様につきまして、北区議会の広報紙のくぎかいだよりやホームページで、審査会の皆様の、委員のお名前とこちらの風景写真、また、会議録を掲載させていただきます。

本日、資料の4といたしまして、北区議会ホームページの掲載ページを写したものを資料として、また、資料5といたしまして、過去に審査会の記事を掲載したくぎかいだよりの両面でございますが、配付をさせていただきました。

このような形で、お名前など記事について掲載させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいたいと存じます。

以上、各委員のご了承をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○会長

今の2点について、いかがでしょうか。年に1回は審査会、審査案件がなくても勉強会を行うと。それから、議事録、ホームページ等についての説明ですか、その2点、よろしいですか。

○委員

今、事務局から第一段で発言があったんですけども、審査請求がなければ開けないというつくりになっていることは確かだと思うんですよ。でも、私が初め言ったように、今もう25年もたっているいろんな事象が起きて、古いわけですよ。それで、今のカバーできない部分がいっぱいあるので、条例では。だから、それについて、やっぱり早急に具体的な事例を充てた、そういった勉強会は、今の現条例の中で、できるだけ具体的に説明して、こういった事例があつてここがこうできるんだとか、そういったことも含めて、また、さらには先ほど言ったように、先進自治体の事例等も含めて、今こういったことが起きて、こういったことでは対応できないよと。そういったことも先生にご講義いただきながら、そういうことを1年たつて1回というんじゃないじゃ誠に心もとないんで、もし事件が発生したら、そういったことをきちんと把握できなければ、それに委員として対応できないですよ。

だから、少なくとも早急にそういった勉強会を、何回でもいいから開催していただければ、委員としては、委員冥利に尽きるんじゃないかなと私は思っています。

○会長

どうもありがとうございます。

今の点につきまして、何かほかにご意見ございますでしょうか。

○委員

研修会、確かに必要だと思ひまして、ただ、皆様の日程の調整はなかなか難しいと思ひますので、例えばその全国の事例、審査会に対応するような問題が起きて、ある自治体ではこういう対応をしたですとか、情報提供していただくと。研修会というよりも、必要に応じて私ども委員に、ケーススタディではないんですけど、こういうときにはこういう対応をして、こういう状況になっているとか、そういう状況、情報をいただければ、私たちもその事件が起きたときに、あたふたしないという、そういうことができるかと思ひますので、例えばその文書ですとか、そういう情報というんでしょうかね、文書でお示しいただくことによって、研修とい

うんですか、私たちの勉強になるのではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○会長

どうもありがとうございます。

この点に関しまして、ほかの委員の方々からも何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

そうしましたら、従来は年に一度の勉強会ということで、昨年のものについて、今日いただいた紙にも載っております、今回は審査会だけということでございましたので、私のほうで手短ではありますが、関連した重要解説について説明をさせていただきました。

今後につきまして、今日お出しいただいた意見を踏まえまして、事務局のほうで、それもいろいろな事例を調べたりというのは、かなり手間もかかりますし、それをどういうふうに皆様に発信するとか、あるいは次の勉強会、いつのタイミングでできるかというのはそれぞれ、先ほど日程調整の話もありましたし、全体の資料収集との関係もありますので、その点、いつ勉強会、あるいは資料提供ということが出来るかについては、会長、副会長と事務局のほうで相談して、またそのタイミング等をお諮りするということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

ありがとうございます。

それから、その2点目のホームページ、あるいはその議事録のことの承認は、それでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

どうもありがとうございます。

○会長

11 その他

こちらについて、事務局から、どうぞ。お願いします。

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

その他でございます。

まず、1点目、先ほど正副会長が決まりましたので、正副会長の名前が入りました委員名簿を再度配らせていただきます。よろしくお願ひします。

配っている最中でございますが、もう一点でございます。

本日の席上に、くぎかいだよりの292号と293号を配付させていただきました。

292号につきましては、この中を開いていただきますと、議会の仕組みを紹介してございます。その中にこの審査会、政治倫理審査会についても記載させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

そして、293号のほうでございます。こちらは、中開いていただきまして、7ページのところなのですが、議会でよく使われる議会用語の解説を掲載してございます。今後、審査会等にいろいろな専門用語が出てきますので、今後の参考にご高覧いただければと思います。

説明については以上です。

事務局からのその他のほうの連絡は、以上でございます。

○会長

それでは、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

これをもって審査会は終了いたしたいと思ひます。どうもご協力ありがとうございました。なかなか寒暖定まりませんので、ご健勝を祈り上げます。

午後 2時53分閉会